

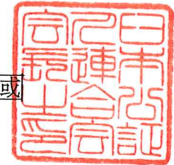
令和4年3月23日

日本行政書士会連合会

会長 常 住 豊 様

日本公証人連合会

会長 大 野 重 國



令和4年4月1日からのクレジットカード決済の導入について（周知方依頼）

貴会におかれましては、ますます御隆盛のこととお喜び申し上げます。

日頃から公証業務の運営につきまして、御理解と御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当連合会では、本年4月1日から、政府のキャッシュレス決済普及の動きを踏まえ、全国の公証役場において、一斉にクレジットカード決済の導入を図ることにいたしました。

当連合会では、現在、電子定款認証や電子確定日付制度等により、嘱託人が公証役場に出向くことなくその目的を達することのできる制度を運用しているところ、これらの制度に加え、さらに、嘱託人がインターネットを通じて公正証書を作成できる電子公正証書制度についても検討中です。

これら公証業務のデジタル化の実現のためには、役場に出向くことなく手数料の支払ができるキャッシュレス決済の導入が不可欠です。当連合会では、これまでも、嘱託人の利便性を確保するため、インターネットバンキングによる手数料振込の運用をしておりましたが、今後のデジタル社会の進展を見据え、さらに、クレジットカード決済の導入をも図ることにしたものです。

クレジットカード決済の導入に当たっては、公証人や書記等に対する研修を実施するとともに、各公証役場には、円滑かつ遺漏のない手続に心掛けるように指示をしておりますが、公証役場を御利用いただいている貴会の会員の皆様には、何かと

御不便をお掛けすることもあるかと思えます。

つきましては、貴会の会員の皆様に、別紙のとおり、本年4月1日から公証役場でクレジットカード決済が利用できること及び御利用に当たってのQ&Aを御周知いただくとともに、貴会の御理解と御協力を賜れば幸いです。

今後とも、倍旧の御高配を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。